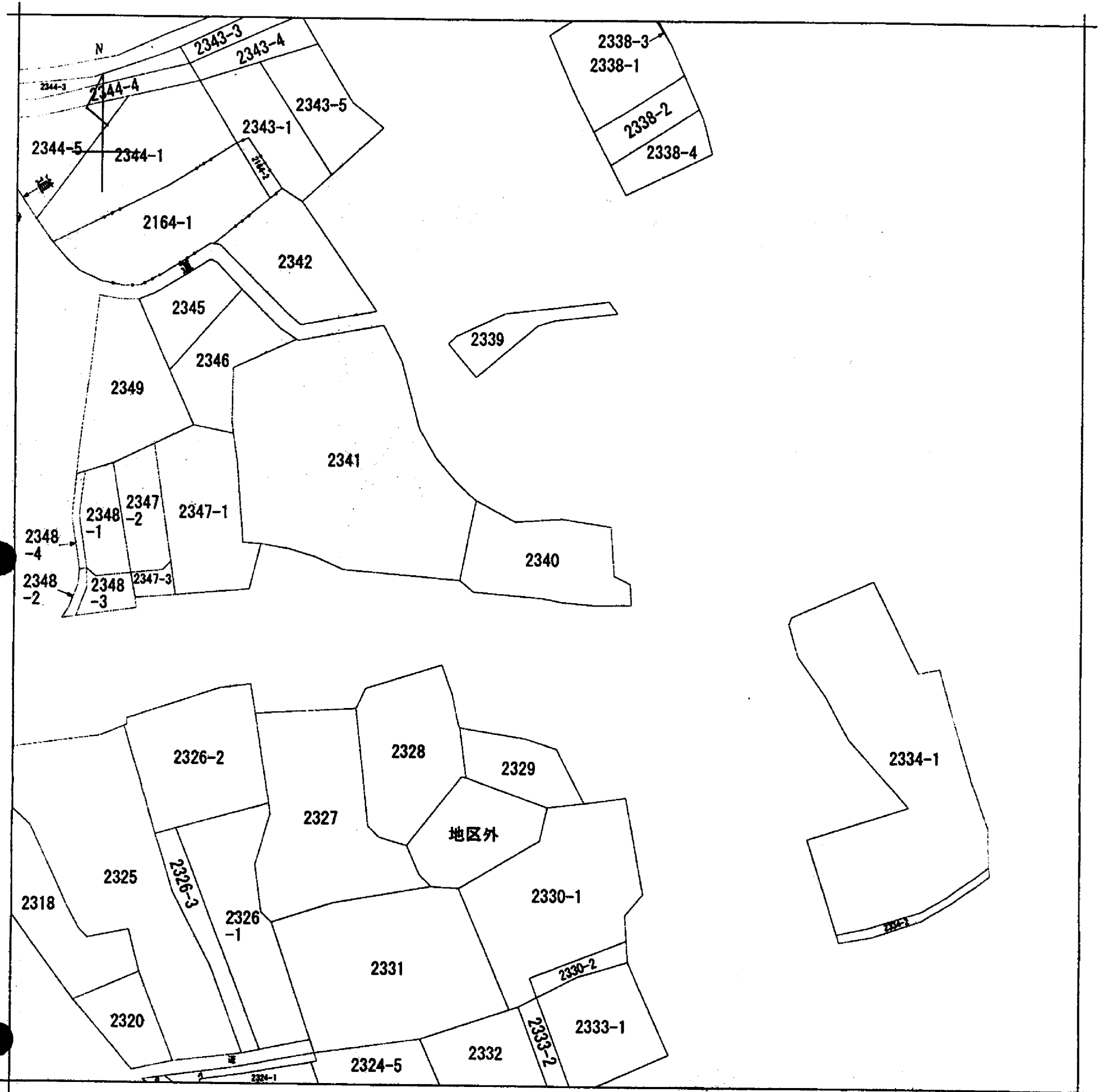
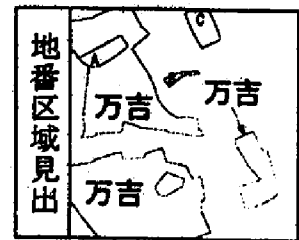


A 3 判 を 縮 小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 万吉 (市田村大字手島より飛地)  
B 万吉  
C 万吉

請求部	所在	熊谷市万吉字前原			地番	2340番		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成25年6月27日

さいたま地方法務局熊谷支局

申請番号: 21-10

登記官

(1/1)

(15 枚目)